

障害のある人に対する差別に関するご相談窓口

ながさきけんふくし ほけんぶしょうがいふくしか こういきせんもんそうだんいん そうだん
長崎県福祉保健部障害福祉課の 広域専門相談員へご相談ください。

でん 話

095-895-2450

げつよう きんよう こ ぜん し こ こ し しゅくじつ ねんまつねん し やす
月曜～金曜の午前9時から午後5時(祝日と年末年始は休み)

ふ あつくす
FAX

095-823-5082

めーる
Mail

みぎ きゅーあーる
右のQRコードをバーコードリーダーで読み込むと相談内容

にゅうりょく ひら した しょうれい
入力フォームが開きます。下の条例ホームページからもアクセスできます

ほーむ ペーじ
HP

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kenseijoho/kennojorei-koho/heiwa-jyourei/

じゅう 所
住 所

〒 850-8570 ながさき し おのうえまち
長崎市尾上町3-1

けんないかくち はいち らいき そうだんいん と あ
※県内各地に配置されている「地域相談員」については、お問い合わせ
いただくか「平和な長崎県づくり条例」で検索してください。



へいわ ながさきけん じょうれい けん さく
平和な長崎県づくり条例 検索

質問 その2

だれ そうだん
誰でも相談できますか？

しょうがい ひと かぞく し えんたんとしや がっこう しょくば ひと ゆうじん
障害のある人をはじめ、家族、支援担当者、学校・職場の人、友人などなたでも相談することが
できます。

さ べつ かんが じ あん みすか こう い さ べつ あ じょうれい もと
差別と考えられる事案のほか、自らの行為が差別に当たるのかなど、この条例に基づく
ち いき そうだんいん こういきせんもん そうだんいん そうだん おう なや あんしん そうだん
地域相談員や広域専門相談員が相談に応じます。ひとりで悩まず、安心してご相談ください。

しょうがい りゆう さ べつ ば あい ばっそく
障害を理由に差別をした場合には罰則がありますか？

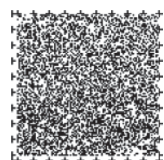
じょうれい さ べつ こう い たい ばっそく さ べつ かん
この条例には、差別行為に対する罰則はありません。なぜなら、差別に関するトラブルが
はっせい ば あい しょうがい ひと ひと あいだ はな あ えんまん かいけつ はか
発生した場合は、障害のある人となない人との間で話し合いにより円満な解決を図ってもらう
ことを基本にしているからです。それをサポートするために相談体制が整備されています。

また、当事者間での解決が困難な場合は「障害のある人の相談に関する調整委員会」が、
こうせいちゅうりつ だち ば どうし しゃ たい じょうげん おこな
公正中立な立場から当事者に対して助言やあっせんを行うこととしています。

れい わ ねん がつ しょうがい り ゆう さ べつ かいしょう すい しん かん ほう りつ
令和6年4月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
(障害者差別解消法)の一部を改正する法律が施行され、事業者も
こう り てき はい りょ ていきょう ぎ む か
合理的配慮の提供が義務化されました。

じょうれい おな しょうがい り ゆう さ べつ きん し
条例と同じように、障害を理由とした差別が禁止されています。

	やく しょ ぎょうせい き かん 役所など行政機関	かいしゃ みせ みん かん じぎょうしゃ 会社・お店など民間事業者
ふ とう さ べつ てき 不当な差別的 とりあつか 取扱い	しては いけない 禁 止	しては いけない 禁 止
こう り てき はい りょ 合理的配慮	しなければ ならない 法的義務	しなければ ならない 法的義務

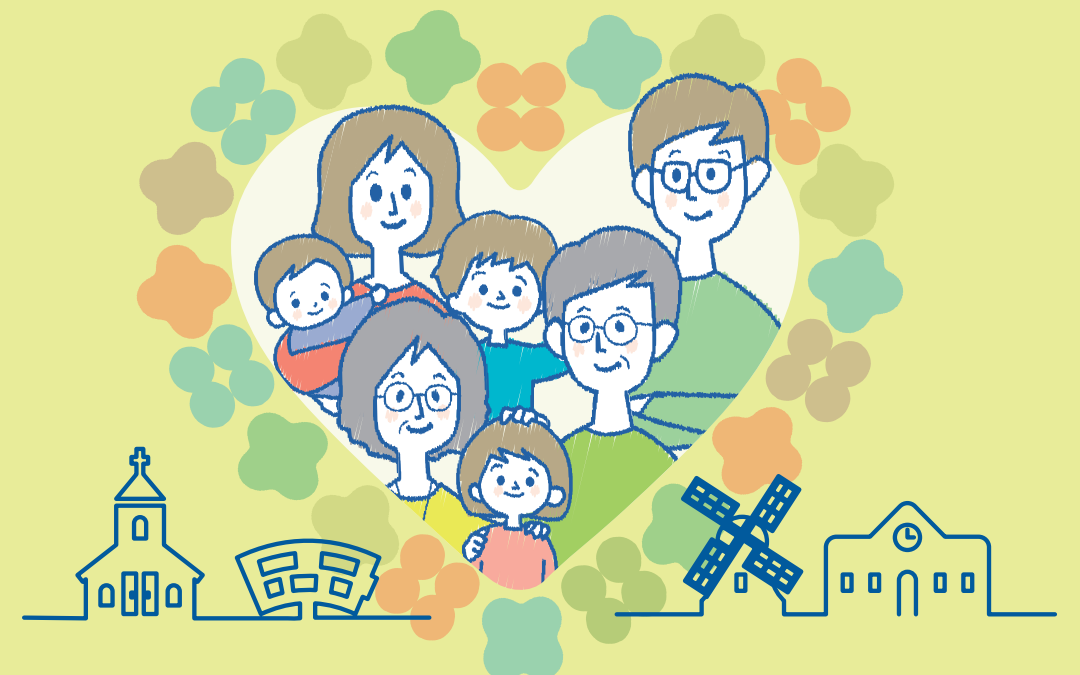


Uni-Voice



しょうがい ひと ひと とも い
障害のある人もない人も共に生きる

へい わ なが さき けん じょう れい
平和な長崎県づくり条例



じょうれい しょうがい しょうがい ひと たい けん みん り かい ふか
この条例は、障害や障害のある人に対する県民の理解を深め
しょうがい だれ しゃ かい こう せい いち いん
障害のあるなしにかかわらず、誰もが社会を構成する一員として、

あらゆる社会活動に参加することができる

共生社会の実現を目指して制定されました。

しょうがい ひと たい さ べつ つう
障害のある人に対する差別をなくすことを通じて、

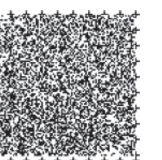
ともに生きる平和な長崎県づくりを進めていきましょう。

しょうがい ひと
「障害のある人」
とは？

じょうれい しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はつたつしょうがい なんびょう げんいん
この条例では身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因
しょうがい しんしん き のう しょうがい しょうがい しゃかいてきしょうへき
とする障害など心身の機能の障害があり、これらの障害と社会的障壁
けい そく てき また だん そく てき にちじょうせい かつ しゃ かい せい かつ そう とう せい げん
によって、継続的又は断続的に日常生活や社会生活に相当な制限を
う じょうたい ひと しょうがい ひと き てい
受ける状態にある人を「障害のある人」と規定しています。

なが さき けん
長崎県

ほん おんせい
本リーフレットには、音声コードとコードの位置認識のため、切り込みを入れています。
ようおんせい コニ ボイス ブラインド おんせいじょうほう き
スマホ用音声コードリーダーアプリ(Uni-Voice Blind)で音声情報を聞くことができます。



Uni-Voice

障害のある人に対する「差別」を禁止しています！

この条例では、何人も障害のある人に対して差別をしてはならないと規定しており、公的機関はもちろんのこと、企業や団体、個人など、全ての人に対して「障害のある人に対する差別の禁止」を求めています。また、条例では日常生活や社会生活での10の個別分野における差別行為の禁止を特に定めています。

福祉サービスの提供

医療の提供

商品及びサービスの提供

労働及び雇用

教育

けんちくぶつ建築物の利用

こうつうきかん交通機関の利用

ふどうさん不動産取引

じょうほう情報の提供等

いしひょうじ意思表示の受領

障害のある人に対する差別とは…

「不均等待遇」を行うこと

特別な事情がないのに障害や障害に関連することを理由として、区別、排除、制限をしたり、条件を課すなど、障害のない人と異なる取扱いをすることが差別に当たります。

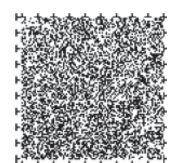
「合理的配慮」を怠ること

障害のある人が障害のない人と同等に権利を行使したり、障害のない人と同等の機会や待遇を受けるために必要な現状の変更や調整（過度な負担が生じない範囲のもの）を行うことを「合理的配慮」といい、障害のある人の求めがあった場合に、特別な事情がないのにこれを怠ると差別に当たります。

質問 その1

障害を理由として不均等待遇をしたり合理的配慮をしないと、どんな場合でも「差別」となるのですか？

一見、差別にあたると思われる行為であったとしても、「客観的に正當かつやむをえないと認められる特別な事情」がある場合は差別には当たりません。また、「合理的配慮」については、障害のある人等から求めがあっても、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担となり応じることができない場合は、差別には当たりません。



Uni-Voice

不均等待遇の例

特別な事情がない場合は、次のような行為を行うと不均等待遇に当たり差別となります。

●福祉施設や医療機関で・・・

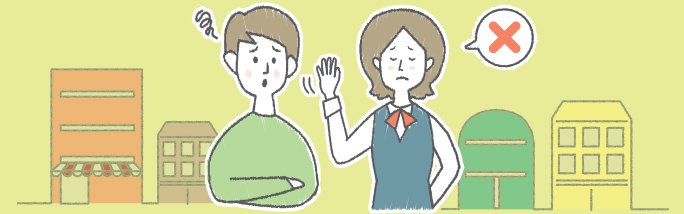
障害を理由として福祉サービスや医療の提供を拒んだり、制限したり、条件をつける。

●お店で・・・

車いすの利用や補助犬の同伴を理由に入店を断る。

●アパートの契約で・・・

障害を理由として部屋を貸さない。



合理的配慮の例

障害のある人の求めがあった場合は、過度な負担にならない範囲で次のような障害の特性に応じた配慮を行うことが必要です。

●視覚障害のある人に対して

会議などで点字、拡大文字、テキストデータの資料を準備する。

●肢体不自由のある人に対して

車いすや杖などを利用する障害のある人が、段差のある箇所を通行する際に補助する。

●内部障害のある人に対して

多くの人々が利用する建物の改修や新築を行う際、トイレをバリアフリー化したり、オストメイト対応にする。

●精神障害のある人に対して

雇用の際に、障害の状況に応じた仕事のローテーションをくんだり、カウンセリングや通院のための休暇を認める。

●難病を原因とする障害のある人に対して

「障害のある人」の中には、難病を原因とする障害を持つ人も含まれます。難病に罹患した人は障害があることが見た目にはわかりづらいですが、体調の変動が激しく、座ったり、横になることが多い、ストレスや疲労により症状が悪化しやすい、定期的な通院が必要であるといった疾患管理上の条件などから、様々な生活のしづらさを抱えています。これらの人から求めがあった場合にも、その人の障害の特性に応じて対応してほしい内容を確認のうえ、配慮が必要になります。

Uni-Voice

しょうがいしゃ かん 障害者に関するマークについて

しょうがい ひと はいりよ しせつ しょうがい わ ひょうじ
障害のある人に配慮した施設であることや、それぞれの障害について分かりやすく表示する
ため、いろいろなシンボルマークや表示があります。これらのマークには、国際的に定められ
たものや、各障害者団体が独自に提唱しているものもあります。

しょうがい ちょうかくしょうがい しんたいな いぶ しょうがい がいけん わ しょうがい ひと
障害には、聴覚障害や身体内部の障害など、外見からは分からないものもあり、障害のある人
が誤解や不利益を受けたり、我慢を強いられたりすることもあります。

わたし ひとり しょうがい りかい しょうがい しゃいかいどう
私たち一人ひとりが障害のことを理解し、障害のあるなしにかかわらず、あらゆる社会活動に
参加することができる共生社会の実現のため、これらのマークを見かけたら、ご理解とご協力
をお願いします。（掲載のマークは一例です。）



しょうがいしゃ こくさい
障害者のための国際
シンボルマーク

しょうがいしゃ りよう たてもの しせつ しめ
障害者が利用できる建物、施設であることを示します。
(車椅子利用者に限りません。)



しかく しょうがいしゃ
視覚障害者のための
国際シンボルマーク

しかくしょうがいしゃ あんぜん こうりよ しせつ きき
視覚障害者の安全を考慮した施設や機器などにつけられてい
ます。信号機など身近に見かけるマークです。



しんたいしょうがいしゃひょうしき
身体障害者標識
(身体障害者マーク)

したいふじゆう りゆう めんきょ じょうけん ふ かた
肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方
が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、
努力義務となっています。
きけんぼうし げんぼうし ばあい のぞ
危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた
くるま はばよ わ こ おこな うんてんしゃ どうろこうつうほう きてい
車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定
により罰せられます。



ちょうかくしょうがいしゃひょうしき
聴覚障害者標識
(聴覚障害者マーク)

ちょうかくしょうがい りゆう めんきょ じょうけん ふ かた
聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方
が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、
義務となっています。
きけんぼうし げんぼうし ばあい のぞ
危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた
くるま はばよ わ こ おこな うんてんしゃ どうろこうつうほう きてい
車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定
により罰せられます。



けん
ほじょ犬マーク

しんたいしょうがいしゃほじょけんどうはん けいはつ
身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。
しんたいしょうがいしゃほじょけん もうどうけん かいじょけん ちょうどうけん しゅるい
身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬の3種類です。



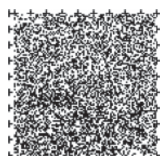
みみ
耳マーク

き こえがふじゆうなことをあらわ ひつだん しゅわ
聞こえが不自由なことを表し、筆談や手話、ゆっくり話すな
どの配慮を求めるマークです。



なが さき けん
長崎県

ほん
本リーフレットには、音声コードとコードの位置認識のため、切り込みを入れています。
ようおんせい
スマホ用音声コードリーダーアプリ(Uni-Voice Blind)で音声情報を聞くことができます。

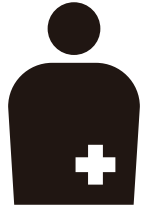


Uni-Voice



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。(JIS規格)



オストメイト
マーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。(JIS規格)
オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。



ハート・プラス
マーク

「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能)に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。
内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。



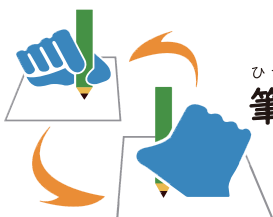
白杖SOSシグナル
普及啓発
シンボルマーク

白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル運動」の普及啓発シンボルマークです。



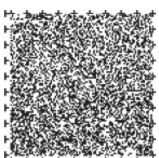
手話マーク

耳がきこえない人が手話のコミュニケーションの配慮を求めるときのマークです。
当事者からの提示は「手話で対応をお願いします」の意味です。
窓口等での掲示は「手話で対応します」、「手話でコミュニケーションできる人がいます」等の意味です。



筆談マーク

耳がきこえない人などが相互に紙に書くことによるコミュニケーションの配慮を求めるときのマークです。
当事者からの提示は「筆談で対応をお願いします」の意味です。
窓口等での掲示は「筆談で対応します」の意味です。



本リーフレットには、音声コードとコードの位置認識のため、切り込みを入れています。
スマホ用音声コードリーダーアプリ(Uni-Voice Blind)で音声情報を聞くことができます。